

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和42年に夫が病気になり国民健康保険証が無いことに気づき、市役所で国民健康保険の加入手続をした。その際、「年金が掛けてありません。2年間は遡ることができます。」と説明を受けたため、自分たち夫婦と義妹の国民年金の加入手続をし、2～3日後にA市役所か銀行で一括納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料は全て納付済みとなっている。

また、申立人夫婦及び夫の妹の国民年金手帳記号番号は、昭和42年4月頃に連番で払い出されており、41年4月から42年6月までの保険料が同年4月28日に一括納付されたことが確認できることから、申立期間の12か月のみ納付しないとは考え難い上、その時点では、申立期間は過年度納付することが可能である。

さらに、A市役所に国民健康保険の資格取得日の取扱いについて照会したところ、「申立人の国民健康保険の資格取得日は、昭和41年10月1日であるが、加入手続の際、被保険者の実情を考慮の上、資格取得日を遡る場合がある。」との回答が得られた。これらのことから、申立人の主張に不自然さは認められず、基本的に信用できる。

加えて、申立人夫婦は、国民年金の加入手続以降、納付日が確認できる期間を全て同じ日、同じ場所で期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和42年に病気になり国民健康保険証が無いことに気付き、市役所で国民健康保険の加入手続をした。その際、「年金が掛けてありません。2年間は遡ることができます。」と説明を受けたため、自分たち夫婦と妹の国民年金の加入手続をし、2～3日後にA市役所か銀行で一括納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料は全て納付済みとなっている。

また、申立人夫婦及び申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、昭和42年4月頃に連番で払い出されており、41年4月から42年6月までの保険料が同年4月28日に一括納付されたことが確認できることから、申立期間の12か月のみ納付しないと考える上、その時点では、申立期間は過年度納付することが可能である。

さらに、A市役所へ、国民健康保険の資格取得日の取扱いについて照会したところ、「申立人の国民健康保険の資格取得日は、昭和41年10月1日であるが、加入手続の際、被保険者の実情を考慮の上、資格取得日を遡る場合がある。」との回答が得られた。これらのことから、申立人の主張に不自然さは認められず、基本的に信用できる。

加えて、申立人夫婦は、国民年金の加入手続以降、納付日が確認できる期間を全て同じ日、同じ場所で期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち昭和40年4月については、厚生年金保険の被保険者期間であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から61年3月まで

昭和58年3月に退職後、A市役所で国民年金の加入手続をした。保険料は毎月納付した記憶が無いため、まとめて納付したのか銀行振込にしたのか、定かでない。その後、サラリーマンの主婦は納付しなくてもよくなり、自分で手続をしたので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金第3号被保険者の処理が行われた昭和61年11月に払い出されていることから、申立期間は未加入期間と考えられ、申立人に対してA市役所による保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

また、申立人は加入手続の際に、現在所持している年金手帳をA市役所に持参したとしているが、当該年金手帳の国民年金の資格取得日は昭和61年4月1日と記載されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料の納付を行ったとするその夫は既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年9月まで
昭和50年10月に離婚をした頃に、母親から国民年金保険料を納付するように保険料を渡され、A町役場で手続きをし、まとめて納付した。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和50年10月に離婚をした頃に、母親から国民年金保険料を納付するように保険料を渡され、A町役場で手続きをし、まとめて納付したと述べているところ、申立人は、48年3月29日から51年2月15日までの間、B市C区に住民登録をしており、A町で国民年金に加入することはできない上、B市において国民年金の加入手続を行った形跡は見受けられないことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

さらに、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 26 日から 47 年 3 月 16 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していた。勤務期間中に同社が倒産し、別会社のB社が従業員も含め、全てを引き受けたが、同社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録はあるのに、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。

申立期間にA社から支給された給与から厚生年金保険料が天引きされていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の全てにおいてA社に勤務していたと申し立てているが、B社から提出された「労働者名簿」によると、申立人が昭和 46 年 7 月 1 日に雇い入れられた記録が確認できる。また、A社の複数の同僚、元役員の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が、両社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、当時の資料は残されていないことから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番となっており、欠番は見当たらない。

さらに、A社は昭和 46 年 5 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年 7 月 1 日であることから、同年 5 月 13 日から同年 7 月 1 日までは、両社は適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、B社から提出された「各保険番号個人別名簿」には、A社から継続勤務している同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 46 年 7 月 1 日と記載されているのに対し、申立人は 47 年 3 月 16 日と記載されている上、上記の同僚及び申立人の上記名簿の記載内容は、オンライン記録及び雇用保険の

加入記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、「月 2 回給与の支払があった。」と供述しているところ、A 社及びB社で勤務していた複数の同僚は、「給与は月 1 回の支払だった。」と供述していることから、申立期間において、申立人の労働条件が他の同僚と異なっていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月 10 日から 42 年 3 月 21 日まで
② 昭和 42 年 9 月 9 日から 43 年 12 月 31 日まで

A社を辞めた時はB社会保険事務所(当時)から実家へ証書が送られてきたので、一時金をもらった覚えがある。

C社を辞めた時はD市の親戚の家で世話になっていたが、次の仕事に就いてからも何も連絡は無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所(当時)には、脱退手当金裁定請求書及び裁定伺が保管されており、当該請求書に申立人の署名、押印があり、申立人が当時世話になっていたとされる申立人の兄の住所が記載されている上、払渡希望の銀行名又は郵便局名は、申立人の当時の住所地の最寄り郵便局であったことが確認できることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年3月7日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1444

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年11月1日から36年1月4日まで

A社B支店（現在は、C社D支店）の資格喪失日が昭和35年11月1日、E社（会社再編により、現在は、C社）の資格取得日が36年1月4日となっており、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないが、転籍の身であり休職したことも無いので、空白になっているのは納得できない。

50年余りも前のことで当時の給与明細等の資料も持っていないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社B支店からグループ会社であるE社に転籍したと主張している。

しかしながら、申立人は上記の転籍の理由として、E社がF地域等への転勤が無いことなどから、自己都合で転籍したと述べているところ、C社は、「当時のE社はG社のグループ会社ではなかった。」と回答しており、ほかにE社がG社のグループ会社であったことを裏付ける資料を得ることができないことから、申立人が転籍したことを確認することができない。

また、A社B支店及びE社に勤務していた複数の同僚は、申立人が両社に勤務していた具体的な時期については記憶していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、C社は、「平成6年分退職所得の源泉徴収票によると、申立人は、昭和36年6月1日から平成6年9月30日まで正社員として勤務していたことは確認できる。」と回答しているところ、ほかに申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる資料は無い。

加えて、A社B支店及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人に係る両社の厚生年金手帳番号が異なっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月28日から60年12月28日まで
昭和53年12月28日から60年12月28日まで日本のA社に籍を置いたまま、同社の子会社であるB国現地法人のC社に赴任した。赴任中は食費として毎月200ドルが支給されたほか、ガソリン代の実費支給、アパートの提供があった。しかし、この食費、通勤費及び住居費が報酬月額に含まれていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB国赴任中に現地で受けた食費やガソリン代等が報酬月額に含まれていないと申し立てている。

しかしながら、A社は、「海外赴任者に係る給与は現地法人と国内事業所の両方から支給し、国内事業所から支給した給与のみを社会保険事務所（当時）へ報酬月額として届けていた。」と回答している。

また、A社は、申立期間に係る給与支払額等を確認できる資料等は保存していないとしながらも、D厚生年金基金の解散により移管を受けた企業年金連合会が保存している申立人に係る標準給与月額の記録は、オンラインの標準報酬月額の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと推認できる。

さらに、日本年金機構は、海外現地法人に勤務している者の報酬については、国内の適用事業所から支給される報酬のみをもって標準報酬を決定すると回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 6 月 1 日まで
昭和 31 年 4 月から 33 年 5 月まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、最初の 1 年間はトラックの助手として、その後、C 社 D 工場内で製造工程のラインで働いたが、厚生年金保険の加入記録が無い。働き始めて最初に厚生年金保険料を給与から控除されていたことをはっきり記憶しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 31 年 4 月から A 社に勤務していたと主張しているが、申立期間に厚生年金保険の被保険者期間がある複数の同僚は、申立人を記憶していない上、申立人が記憶している複数の同僚は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない。

また、申立人が、入社時に面接を担当したと記憶する同僚は、昭和 31 年 7 月 25 日までの期間は、別の事業所で厚生年金保険の被保険者期間があり、A 社においては、32 年 10 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

さらに、複数の同僚は、「入社時期と厚生年金保険の加入時期が相違しており、A 社では入社後すぐに厚生年金保険に加入していなかった。」旨の供述をしている。

加えて、B 社の事業主は、「申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

なお、C 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人及び申立人が同社同工場と一緒に勤務していたと記憶する同僚の名前を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から38年2月1日まで

昭和26年*月に三女が生まれ、知人の紹介でA社に入社した。私の紹介で入社した同僚には32年から厚生年金保険の記録があるが、私の加入記録は、38年2月1日からになっている。長男が小学校に入学した28年4月には間違いなく同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚からは、申立人の申立期間に係るA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「当初はB社に勤務し、その後A社に移った。」と供述しているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人及び一緒に勤務した同僚の氏名は見当たらない上、申立人の雇用保険の記録は昭和38年2月1日にA社において資格取得とされており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、申立人は、国民年金制度が発足した昭和35年10月1日から38年2月1日まで国民年金に加入し、36年4月から38年1月までの保険料を納付している。

加えて、A社は既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 1448 (事案 860 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月1日から26年12月30日まで
当時、厚生年金のことも脱退手当金があることも知らなかった。結婚のための退職で、1か月後には農家へ嫁ぎ、朝早くから夕方遅くまで働き、忙しくてどこへも行けなかった。脱退手当金があることも知らない者が受け取るはずが無いのに、脱退手当金として支給されていることに納得できない。脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和52年1月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から新たに脱退手当金を受給していないことを示す資料の提出は無く、脱退手当金を受け取った覚えは無いとして再調査を求めているが、これは委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。